

神戸市地域公共交通会議

地域のニーズに応じた多様な形態の運送サービスの普及を促進し、旅客の利便性を向上させるため、地域の実情に応じたバスなどの乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等について、地域の関係者による合意形成を図る場として、平成18年10月の改正道路運送法に位置づけられた。



地域での合意形成

経路の設定(路線の新設・変更)、停留所の設置や運賃設定等の手続きが簡略・弾力化

地域の多様なニーズに的確に対応した運送サービスを提供し、活力ある地域社会を実現

神戸市地域公共交通会議

【構成員及び役割】

構成員	主な役割
地域住民・利用者	<ul style="list-style-type: none">・利用者の視点に立った、地域における乗合輸送サービスの設定や運行計画策定への参画・地域の公共交通を支えるという視点から、自ら交通行動を行う主体として参画
交通事業者	<ul style="list-style-type: none">・交通サービスの提供者として、ノウハウを活かした企画参画
運転者が組織する団体	<ul style="list-style-type: none">・労働条件及び労働環境からの意見・提言
事業者団体	<ul style="list-style-type: none">・地域交通ネットワーク構築のための事業者間調整
警察・道路管理者	<ul style="list-style-type: none">・交通安全、道路管理の観点から、運行計画の円滑な実施に向けた指導・助言
学識経験者	<ul style="list-style-type: none">・地域の合意形成を図る上での助言
運輸局・運輸支局	<ul style="list-style-type: none">・道路運送法の観点からの助言・先進事例等の情報提供
地方公共団体	<ul style="list-style-type: none">・地域の公共交通に関する課題への対応と地域ニーズの把握

地域公共交通会議の協議事項

【地域公共交通会議の主な協議事項について】

- ・路線に関すること
- ・運行系統に関すること
- ・運行区間に関すること
- ・停留所に関すること
- ・車両に関すること
- ・運賃・料金に関すること など